



第79回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成26年6月27日(金曜日) 午前10時30分

場所

アイダエンジニアリング株式会社 本社会議室
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第79回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

会田 仁一

平成26年6月

目次

■ 第79回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
添付書類	
■ 事業報告	9
■ 連結計算書類	24
■ 計算書類	26
■ 監査報告書	28
(ご参考)	
■ 事業トピックス	31
■ 株主メモ	33

株主各位

証券コード 6118
平成26年6月5日

神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
アイダエンジニアリング株式会社
代表取締役社長 会田 仁一

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成26年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成26年6月27日（金曜日） 午前10時30分
- 2. 場 所** 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号
当社 本社会議室
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、ご来場ください。)
- 3. 目的事項**
 - 報告事項** 1. 第79期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第79期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aida.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aida.co.jp>) に修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

(ご案内)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様様の利益向上を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化、企業品質の向上及びグローバルな事業展開により、企業価値の向上と1株当たり利益の継続的な増加に努めております。

配当金につきましては、経営基盤の安定性及び将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、連結株主資本配当率(DOE)も考慮して安定的な配当の継続を重視するとともに、各連結会計年度の連結業績に連動して、連結配当性向30%を目処に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発投資、生産性向上・品質向上のための設備投資及びグローバル事業の強化等に活用していく所存であります。

当期の配当金につきましては、1株につき普通配当25円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
金銭
- 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円
総額 1,620,307,025円
- 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成26年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名（うち社外取締役2名）全員が任期満了となりますので、あらためて取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>あい だ きみ かず 会 田 仁 一 (昭和26年12月13日生)</p>	<p>昭和51年12月 当社入社 昭和57年 6月 取締役 平成 元年 9月 代表取締役（現職） 平成 4年 4月 取締役社長（現職） 平成13年 4月 最高経営責任者（CEO）（現職） 平成23年10月 開発本部長（現職）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 アイダアメリカ CORP. 会長 アイダ S.r.l. 会長</p>	1,441,831株
2	<p>なか にし なお よし 中 西 直 義 (昭和26年6月3日生)</p>	<p>昭和45年 3月 当社入社 平成 9年 6月 取締役 平成12年 5月 常務取締役 平成13年 6月 取締役（現職） 平成22年 1月 生産本部長 平成22年 6月 事業執行責任者（COO）（現職） 平成23年10月 副社長執行役員（現職） 平成25年 1月 営業・サービス本部長 平成26年 3月 海外事業推進室長（現職）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 アイダエンジニアリング（M） SDN. BHD. 会長 会田鍛圧机床有限公司董事長</p>	119,096株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かた おか ひろ みち 片岡博道 (昭和33年9月18日生)	昭和56年 5月 当社入社 平成18年 3月 汎用機プラント事業部長 平成18年10月 執行役員 平成23年 6月 取締役 (現職) 平成23年10月 管理本部長 平成23年10月 財務執行責任者 (CFO) 平成24年 6月 常務執行役員 (現職) 平成25年 1月 営業・サービス本部副本部長 平成26年 3月 営業本部長 (現職)	19,753株
4	かね むら さだ ゆき 金村貞行 (昭和30年5月30日生)	昭和63年 7月 当社入社 平成21年 2月 サービス事業本部長 平成21年 6月 執行役員 平成23年 6月 取締役 (現職) 平成24年 6月 常務執行役員 (現職) 平成25年 1月 営業・サービス本部副本部長 平成26年 3月 サービス本部長 (現職)	9,207株
5	や ぎ たかし 八木隆 (昭和29年2月27日生)	昭和52年 3月 当社入社 平成15年10月 高速精密事業部長 平成16年 2月 執行役員 平成20年 6月 取締役 (現職) 平成23年12月 営業・サービス本部副本部長 平成24年 6月 常務執行役員 (現職) 平成26年 3月 海外事業推進室副室長 (現職) 〈重要な兼職の状況〉 一般社団法人日本鍛圧機械工業会代表理事会長	62,908株
6	ヤップ テック メン (昭和37年9月4日生)	平成 8年 6月 アイダマニュファクチャリング (マレーシア) SDN. BHD. (現アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.) 入社 平成19年11月 当社執行役員 平成22年 6月 当社常務執行役員 平成25年 6月 取締役上席執行役員 (現職) 〈重要な兼職の状況〉 アイダグレイターアジアPTE. LTD. 会長兼社長 アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD. 社長 会田工程技術有限公司董事長兼総経理	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	<p>ます だ けん 増 田 健 (昭和35年10月14日生)</p>	<p>平成 3年 2月 当社入社 平成22年 6月 管理部長 平成24年 6月 執行役員 平成25年 6月 取締役上席執行役員（現職） 平成26年 3月 管理本部長（現職）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 アイダホンコンLTD. 会長兼社長</p>	7,637株
8	<p>社外 独立役員</p> <p>やま ざき たける 山 崎 猛 (昭和14年3月16日生)</p> <p>平成25年度開催の取締役会出席率 90%（10回中、9回）</p>	<p>平成 元年 6月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 取締役 平成13年 6月 当社監査役 平成17年 6月 当社常勤監査役 平成22年 6月 当社取締役（現職）</p>	23,855株
9	<p>社外 独立役員</p> <p>おお いそ きみ お 大 磯 公 男 (昭和21年10月8日生)</p> <p>平成25年度開催の取締役会出席率 100%（10回全て）</p>	<p>平成12年 7月 第一生命保険相互会社 (現第一生命保険株式会社) 監査役 平成19年 7月 同社代表取締役専務執行役員 平成20年 6月 当社監査役 平成24年 6月 当社取締役（現職）</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 公益財団法人心臓血管研究所理事長</p>	2,131株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、持株会での持分を合算して表示しております。
3. 山崎猛氏及び大磯公男氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①社外取締役候補者の選任理由について
山崎猛氏は、都市銀行の元役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。
大磯公男氏は、生命保険会社の元役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
 - ②社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
山崎猛氏の社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって4年、大磯公男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 - ③社外取締役との責任限定契約について
山崎猛氏及び大磯公男氏とは定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 松本誠郎氏が任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出にあたりましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>社外 独立役員</p> <p>まつ もと しげ お 松 本 誠 郎 (昭和22年5月30日生)</p> <p>平成25年度開催の取締役会出席率 100% (10回全て)</p> <p>平成25年度開催の監査役会出席率 100% (9回全て)</p>	<p>平成13年 6月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 常任監査役</p> <p>平成14年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現株式会社みずほ銀行) 常勤監査役</p> <p>平成14年 8月 株式会社富士総合研究所常勤監査役</p> <p>平成16年10月 みずほ情報総研株式会社常勤監査役</p> <p>平成22年 6月 当社常勤監査役 (現職)</p>	9,195株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本誠郎氏は会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- ①社外監査役候補者の選任理由について
松本誠郎氏は、都市銀行の元役員としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制に活かしていただくため、引き続き、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
- ②社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
松本誠郎氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- ③社外監査役候補者との責任限定契約について
松本誠郎氏とは定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。
なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、これまで牽引役であった新興国経済に減速懸念が広がる一方で、先進国においては米州経済が堅調に推移するとともに、欧州経済も長引く低迷から回復の兆しを見せ、全体としては緩やかな回復基調にありました。国内経済については、積極的な金融・財政政策を背景に、円高修正や株式相場の上昇等もあり、企業業績や個人消費が改善し、景気は順調に回復の道を辿ることとなりました。

鍛圧機械業界において、受注は、北米、欧州、中国向けが堅調に推移したものの、東南アジア、中南米向けの落ち込みが響き、輸出全体では前年度比マイナスとなりました。一方で、国内受注はものづくり補助金や設備投資促進減税の効果等もあり年度後半より好調に推移し、全体の受注高は前年度比4.3%増の1,411億円（一般社団法人日本鍛圧機械工業会 プレス系機械受注額）となりました。

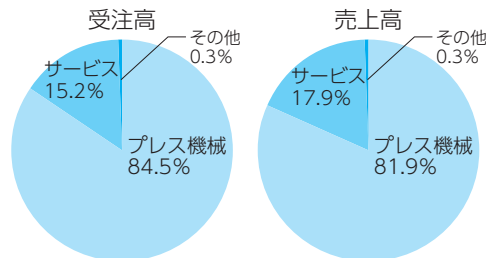
このような状況の下、当社グループは中期経営基本計画（3カ年計画）の最終年度を迎え、重点施策である「顧客の創造」及び「付加価値の拡大」への取り組みを一層強化してまいりました。当連結会計年度においては、販売面ではグループ各社のグローバル連携を推進し、新規顧客との取引開拓等、受注獲得に傾注いたしました。生産面では欧州（イタリア）生産子会社の工場拡張等、生産能力の強化を図るとともに、海外での受注拡大を受けグローバル生産分業体制の整備を進める等、市場環境変化やお客様のニーズの多様化に合わせたものづくりを推進いたしました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の受注高は米州での自動車関連向けの増加等もあり、全体では過去最高の766億7千万円（前連結会計年度比5.0%増）となり、受注残高についても585億7千5百万円（同13.7%増）となりました。売上高につきましては、米州向け納入案件が増加したほか、国内における消費税増税前の駆け込み需要もあり全体では過去最高の695億9千4百万円（同20.4%増）となり、営業利益は増収効果及び原価率改善等により63億1千5百万円（同68.1%増）となりました。経常利益につきましては、営業外収益として為替差益を2億3千6百万円計上したこと等により67億1千万円（同64.7%増）となり、当期純利益は当社の税務上繰越欠損金の解消により税負担が増加しましたが過去最高の51億2千3百万円（同34.7%増）となりました。

(2) 部門別の概況

(単位：百万円)

区 分	受注高		売上高	
	金額	前期比増減	金額	前期比増減
プレス機械	64,807	11.9%	56,963	26.7%
サービス	11,650	△22.3%	12,439	△1.4%
その他	212	76.4%	191	△14.3%
合 計	76,670	5.0%	69,594	20.4%



a.プレス機械

主に米州向け自動車関連の受注及び売上が好調に推移し、受注高は648億7百万円（前連結会計年度比11.9%増）、売上高は569億6千3百万円（同26.7%増）となりました。

b.サービス

近代化工事案件が増加しましたが、タイ水害関連復旧工事がなくなったこと等により、受注高は116億5千万円（前連結会計年度比22.3%減）、売上高は124億3千9百万円（同1.4%減）となりました。

c.その他

受注高は2億1千2百万円（前連結会計年度比76.4%増）、売上高は1億9千1百万円（同14.3%減）となりました。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資の総額は31億1千7百万円であり、主なものは、イタリア子会社の工場拡張等であります。

(4) 資金調達の状況

当期において、重要な借入並びに株式及び社債の発行はありませんでした。

(5) 対処すべき課題

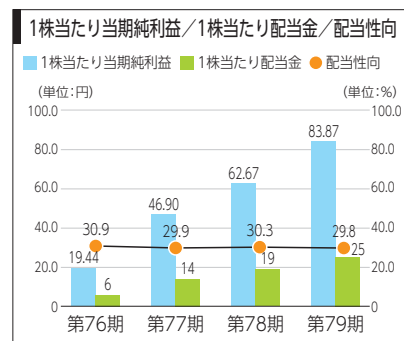
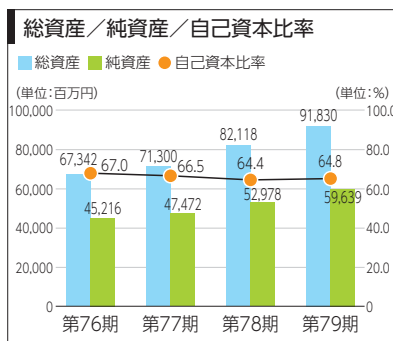
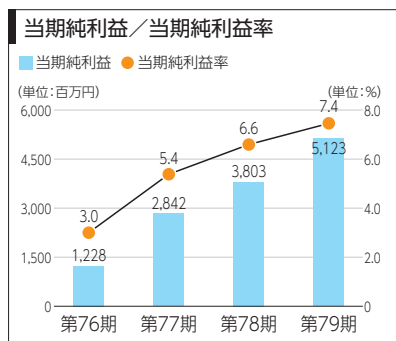
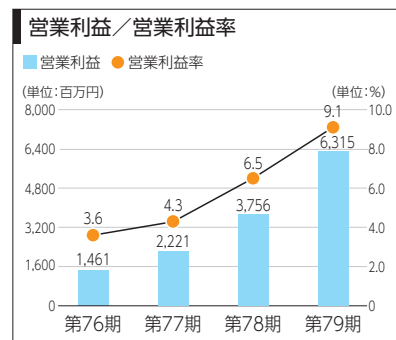
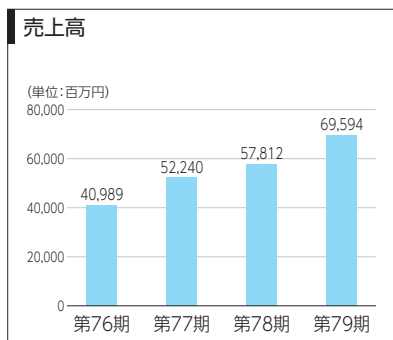
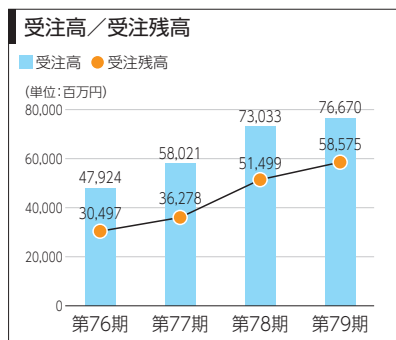
国内経済については、円高の修正や株式相場の上昇等もあり、景気は順調に回復軌道を辿り、海外においても米州経済が堅調に推移する等、世界景気の先行きには期待が寄せられる状況となっております。一方で、新興国等では政治的混乱のリスクも内包していることから、世界経済に悪影響が生ずることも懸念される状況にあります。こうした状況下、当社グループを取り巻く経営環境も、引き続き厳しい競争状況が続くと予想され、必ずしも楽観できる状況にはありません。

当社グループは、平成26年度より新たに3ヵ年の中期経営計画をスタートさせましたが、「環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する」というビジョンのもと、中長期的な成長を持続するための更なる事業基盤の強化や収益の拡大に取り組んでまいります。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第76期 (22.4.1～23.3.31)	第77期 (23.4.1～24.3.31)	第78期 (24.4.1～25.3.31)	第79期 (当連結会計年度) (25.4.1～26.3.31)
受注高	(百万円)	47,924	58,021	73,033	76,670
売上高	(百万円)	40,989	52,240	57,812	69,594
営業利益	(百万円)	1,461	2,221	3,756	6,315
経常利益	(百万円)	1,088	3,021	4,073	6,710
当期純利益	(百万円)	1,228	2,842	3,803	5,123
1株当たり当期純利益	(円)	19.44	46.90	62.67	83.87
純資産	(百万円)	45,216	47,472	52,978	59,639
総資産	(百万円)	67,342	71,300	82,118	91,830

(注) 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均株式数(期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。



(7) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、プレス機械を主力とする鍛圧機械、これに付帯する各種自動装置、産業用ロボット及び金型等の製造・販売並びにサービスを主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成26年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

- ・本 社 神奈川県相模原市
- ・営業所

小山（栃木県小山市）	高崎（群馬県高崎市）	神奈川（神奈川県相模原市）	浜松（静岡県浜松市）
中部（愛知県安城市）	大阪（大阪府門真市）	中・四国（広島県福山市）	福岡（福岡県福岡市）

- ・工 場 相模工場、津久井工場、下九沢工場（神奈川県相模原市）
白山工場（石川県白山市）

②子会社の主要な事業所

会 社 名	本社所在地	工場所在地
株 式 会 社 ア ク セ ス	石川県白山市	石川県白山市
ア イ ダ ア メ リ カ C O R P .	アメリカ オハイオ州	アメリカ オハイオ州
ア イ ダ S . r . l .	イタリア プレシア市	イタリア プレシア市
アイダグレイターアジア PTE. LTD.	シンガポール	
アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.	マレーシア ジョホール州	マレーシア ジョホール州
ア イ ダ ホ ン コ ン L T D .	香港	
会 田 工 程 技 術 有 限 公 司	中国 上海市	
会 田 鍛 圧 机 床 有 限 公 司	中国 江蘇省 南通市	中国 江蘇省 南通市

(9) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
株 式 会 社 ア ク セ ス	50百万円	100	電子制御装置及び自動装置システムの製造・販売
ア イ ダ ア メ リ カ C O R P .	42,102千米ドル	100	プレス機械の製造・販売・サービス
ア イ ダ S . r . l .	30,000千ユーロ	100	プレス機械の製造・販売・サービス
アイダグレイターアジア PTE. LTD.	300千シンガポールドル	100	プレス機械の販売・サービス
アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.	64,842千リンギット	(注) 100	プレス機械の製造・販売
ア イ ダ ホ ン コ ン L T D .	660千香港ドル	100	プレス機械の販売・サービス
会 田 工 程 技 術 有 限 公 司	168,857千人民元	(注) 100	プレス機械の販売・サービス
会 田 鍛 圧 机 床 有 限 公 司	123,957千人民元	(注) 100	プレス機械の製造・販売

(注) 出資比率は、子会社保有の間接保有割合を含め記載しております。

②その他重要な企業結合の状況

該当するものではありません。

③企業結合の経過

該当するものではありません。

④企業結合の成果

1. 連結子会社は20社であります。
2. 当年度の当社グループの企業集団の成果は「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(10) 従業員の状況

(平成26年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
1,728名	81名増

(11) 主要な借入先

(平成26年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	991
第一生命保険株式会社	500
日本生命保険相互会社	500
明治安田生命保険相互会社	500

(注) 外貨建ての借入金残高は、当年度末の為替レートで円換算しております。

(12) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当するものではありません。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当するものではありません。

(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当するものではありません。

(15) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当するものではありません。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当するものではありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 188,149,000株
- (2) 発行済株式の総数 79,147,321株（自己株式14,335,040株を含む）
- (3) 株主数 7,996名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,710	7.27
第一生命保険株式会社	4,000	6.17
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	3,395	5.24
日本生命保険相互会社	2,756	4.25
明治安田生命保険相互会社	2,516	3.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,471	3.81
株式会社みずほ銀行	2,179	3.36
会田仁一	1,433	2.21
上田八木短資株式会社	1,400	2.16
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS	1,292	1.99

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数（64,812,281株）を基準に算出しております。
2. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、株式給付信託（J-ESOP）における当社株式の再信託先です。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当するものではありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

当社役員に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①取締役（社外取締役を除く）の保有状況

発行決議日（取締役会）	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	行使金額	人数	権利行使期間
平成17年2月10日（注1）	29個	普通株式 29,000株	563円	1人	平成18年7月1日から平成26年3月31日まで
平成17年9月30日	27個	普通株式 27,000株	725円	2人	平成19年7月1日から平成27年3月31日まで
平成19年9月10日（注2）	15個	普通株式 15,000株	1円	2人	平成19年9月27日から平成49年9月26日まで
平成20年9月8日（注2）	23個	普通株式 23,000株	1円	3人	平成20年9月26日から平成50年9月25日まで
平成21年9月7日（注2）	53個	普通株式 53,000株	1円	3人	平成21年9月26日から平成51年9月25日まで
平成22年9月7日（注2）	48個	普通株式 48,000株	1円	3人	平成22年9月25日から平成52年9月24日まで
平成23年9月13日（注2）	42個	普通株式 42,000株	1円	5人	平成23年9月30日から平成53年9月29日まで
平成24年11月13日（注2）	53個	普通株式 53,000株	1円	5人	平成24年11月30日から平成54年11月29日まで
平成25年9月10日（注2）	39個	普通株式 39,000株	1円	6人	平成25年9月27日から平成55年9月26日まで

(注) 1. 当該新株予約権等の権利行使期間は平成26年3月31日で終了しております。

2. 当該新株予約権等は、役員退職慰労金制度にかわる制度としての株式報酬型ストック・オプションを割り当てるためのものです。

②社外取締役の保有状況

該当するものではありません。

③監査役の保有状況

該当するものではありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等の状況

該当するものではありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当するものではありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

当社での地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	会 田 仁 一	最高経営責任者（CEO）、開発本部長、アイダアメリカ CORP. 会長、アイダS.r.l. 会長
取 締 役	中 西 直 義	副社長執行役員、事業執行責任者（COO）、海外事業推進室長、アイダエンジニアリング（M）SDN. BHD. 会長、会田鍛圧机床有限公司董事長
取 締 役	片 岡 博 道	常務執行役員、営業本部長
取 締 役	金 村 貞 行	常務執行役員、サービス本部長
取 締 役	八 木 隆	常務執行役員、海外事業推進室副室長、一般社団法人日本鍛圧機械工業会代表理事会長
取 締 役	ヤップ テック メン	上席執行役員、アイダグレイターアジア PTE. LTD. 会長兼社長、アイダエンジニアリング（M）SDN. BHD. 社長、会田工程技术有限公司董事長兼総経理
取 締 役	増 田 健	上席執行役員、管理本部長、アイダホンコンLTD. 会長兼社長
取 締 役	山 崎 猛	
取 締 役	大 磯 公 男	公益財団法人心臓血管研究所理事長
常 勤 監 査 役	松 本 誠 郎	
監 査 役	金 井 洋	第一生命保険株式会社取締役常務執行役員
監 査 役	巻之内 茂	弁護士、巻之内・上石法律事務所所長

- (注) 1. 山崎猛氏及び大磯公男氏は社外取締役であります。
 2. 監査役は全員が社外監査役であります。
 3. 社外取締役及び社外監査役につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役松本誠郎氏は都市銀行において内部監査業務に従事し、又、監査役も務めた実績があり、監査役金井洋氏は生命保険会社において融資・審査業務に従事した実績があり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 平成25年6月27日開催の第78回定時株主総会において、ヤップ テック メン氏、増田健氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
 6. 平成25年6月27日開催の第78回定時株主総会において、巻之内茂氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 7. 平成24年6月28日開催の第77回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として若林寛夫氏が選任されております。
 8. 平成26年4月1日付で監査役金井洋氏は第一生命保険株式会社取締役専務執行役員に就任いたしました。
 9. 当事業年度中に退任した役員 の 状況は以下のとおりです。

退任時の当社での地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任理由
取 締 役	武 井 栄 二	専務執行役員、渉外業務室長	平成25年6月27日	任期満了による退任
監 査 役	増 岡 由 弘	弁護士、増岡・青田法律事務所所長	平成25年6月27日	任期満了による退任

(2) 社外役員 の 状況（平成26年3月31日現在）

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況

- ・ 取締役大磯公男氏：公益財団法人心臓血管研究所理事長
当社と同財団法人との間には取引関係はありません。
- ・ 監査役金井洋氏：第一生命保険株式会社取締役常務執行役員
同社は当社の大株主であり、当社は同社と保険契約を締結し、金銭借入等の取引があります。
- ・ 監査役巻之内茂氏：巻之内・上石法律事務所所長
当社と同事務所との間には取引関係はありません。

なお、他の法人等の業務執行者としての重要な兼職には該当しませんが、下記のとおり兼務しております。
 ・常勤監査役松本誠郎氏は内閣官房情報セキュリティセンターにおける「分野横断的演習検討会」の委員でありましたが、平成26年3月31日付で退任しております。
 当社と同センターとの間には取引関係はありません。

②他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況
 該当するものではありません。

③当事業年度における活動状況

当社での地位	氏名	当期の活動状況
取締役	山崎 猛	当事業年度に開催された取締役会10回中9回出席し、都市銀行の元役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役	大磯 公男	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、生命保険会社の元役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。
常勤監査役	松本 誠郎	当事業年度に開催された取締役会10回全てに、監査役会9回全てに出席し、都市銀行の元役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	金井 洋	当事業年度に開催された取締役会10回中8回、監査役会9回中8回出席し、生命保険会社の役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	巻之内 茂	当事業年度において、同氏が監査役就任後に開催された取締役会8回全てに、監査役会7回全てに出席し、弁護士としての高い見識と専門的見地から適宜発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人員	基本報酬	ストック・オプション	賞与	総額
取締役(社外取締役を除く)	8名	101百万円	32百万円	95百万円	228百万円
社外取締役	2名	15百万円	-	-	15百万円
監査役(全員社外監査役)	4名	25百万円	-	-	25百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の額は、平成25年6月27日開催の当社第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分及び監査役1名分を含んでおります。
2. 賞与の額は、役員賞与引当金として繰入した金額であります。
3. 上記の報酬等の額のほか、平成19年6月28日開催の当社第72回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として、第78回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対し1百万円を支払っております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役のうち7名に対して、使用人給与相当額及び使用人賞与相当額として1億4千7百万円(子会社による支払いを含む)を支払っております。
5. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額3億円(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)であります。(平成13年6月28日開催の第66回定時株主総会決議)
6. 前述の取締役の報酬限度額とは別枠として、取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の限度額は年額3千5百万円であります。(平成19年6月28日開催の第72回定時株主総会決議)
7. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額5千万円であります。(平成4年6月26日開催の第57回定時株主総会決議)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の状況

該当するものではありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	①当事業年度に係る報酬等の額	②当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額
新日本有限責任監査法人	40百万円	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の重要な子会社であるアイダアメリカCORP.、アイダS.r.l.、アイダグレイターアジアPTE. LTD.、アイダエンジニアリング (M) SDN. BHD.、アイダホンコンLTD.、会田工程技术有限公司、会田鍛圧机床有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当するものではありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では法定の解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任することができます。また、当社は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることができます。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当するものではありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

当社が上記体制につき「内部統制システムの整備に関する基本方針」として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、業務部門から独立した内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の監査を行うこととする。

当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定するものとする。

また、内部統制監査室において当行動指針の実施状況についての内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告するものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規程に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応するものとし、当社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、重要事項について取締役会、経営会議等において多面的に審議のうえ決定することで対応を図ることとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会又は経営会議にて報告することとする。

また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議等により十分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行を図るものとする。

⑤当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社については当社事業セグメント又はグループ会社についてそれぞれを管掌する取締役を任命し内部統制を構築する責任と権限を与えており、一方、これら取締役はその管掌分野について取締役会又は経営会議において定期的な業績報告及び内部統制の運用状況の報告を行うこととする。

また、内部統制監査室は、子会社の管掌部門又は関連業務部門と連携して子会社の経営管理体制及び業務プロセスの妥当性、効率性の監査を行うものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの要請がある場合には、監査役の指示に従い職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。

⑦上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記⑥に定める使用人の人事異動については監査役の同意を必要とするものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受けるものとする。

また、取締役については、法に定める場合の他、経営会議で決議された事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告することとする。

また、取締役及び使用人は取締役会と監査役会の協議によって定められたところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行うものとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、又は報告を求められることができるものとする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化策の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の内部統制の整備・運用を行い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとする。内部統制監査室は、健全かつ適切な内部統制を確保するために、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況を評価し、必要な是正・改善措置を提言するものとする。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断するものとする。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、国内外の関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、当該大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料

となると考えます。

以上のことを考慮し、当社としましては、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為に際しては、買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を著しく損なうものものないとは言えません。当社は、係る買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ること、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記③に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

当社グループはこの企業理念を具現化するために、成形システムを活用する顧客のニーズにきめ細かく対応する技術開発・商品開発に注力しております。また当社グループが保有する財産を効率よく活用するため、国内外に子会社等を適宜配置して連結収益の増大を重視した企業活動を展開することにより、企業価値・株主価値の向上を目指しております。特に、北米（米国）、欧州（イタリア）、アジア（マレーシア、中国）の海外主要市場にも生産拠点を設けてグローバル規模で販売・生産・サービス活動を積極的に行い、国内外の顧客に対して、安全で質の高い商品・サービスを適宜提供できる体制を敷いており、中長期的に成形システム分野で「トップランナー」となることを経営戦略の柱としております。

平成26年度より新たに開始した中期経営計画においては、『環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する』というビジョンのもと、中長期的な成長を持続するための更なる事業基盤の強化及び収益の拡大に取り組んでまいります。

これらの取組みとともに、株主の皆様をはじめ顧客、取引先等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期にわたる企業価値の向上を目指しています。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、係る取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

③会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月14日開催の当社取締役会において、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、同年6月27日開催の当社定時株主総会の承認を停止条件として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）を対象とする大規模買付ルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合及びしなかった場合につき一定の対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続して採用することを決議し、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

大規模買付ルールは、大規模買付者には、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとしております。当社取締役会は、係る情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案の提示も行います。本対応方針では、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

本対応方針の詳細につきましては、平成25年5月14日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ：<http://www.aida.co.jp>）をご参照ください。

④本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

・本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様にご与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、係る大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると言えます。

- ・本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、係る会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

- ・本対応方針が会社社員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルール遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は係る本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合等、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社社員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注) 本事業報告の数値は、特にことわりのない箇所について、金額は単位未満切捨、比率は単位未満四捨五入で表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

連結損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

		(単位 百万円)	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	63,567	流動負債	27,976
現金及び預金	19,579	買掛金	7,781
受取手形及び売掛金	19,768	電子記録債務	1,931
電子記録債権	114	短期借入金	991
有価証券	7,200	一年内返済長期借入金	500
製品	1,231	未払金	1,052
仕掛品	8,710	未払法人税等	943
原材料及び貯蔵品	1,719	前受金	9,293
繰延税金資産	1,459	製品保証引当金	1,427
その他	3,853	賞与引当金	1,087
貸倒引当金	△ 69	役員賞与引当金	54
		受注損失引当金	324
		その他	2,587
固定資産	28,263	固定負債	4,215
有形固定資産	17,645	長期借入金	1,000
建物及び構築物	7,237	長期未払金	402
機械装置及び運搬具	4,395	退職給付に係る負債	114
土地	5,088	繰延税金負債	2,367
建設仮勘定	433	その他	330
その他	489	負債合計	32,191
無形固定資産	1,092	純資産の部	
借地権	593	株主資本	55,623
ソフトウェア	498	資本金	7,831
その他	0	資本剰余金	13,062
		利益剰余金	43,474
		自己株式	△ 8,745
投資その他の資産	9,525	その他の包括利益累計額	3,894
投資有価証券	5,231	その他有価証券評価差額金	2,529
退職給付に係る資産	582	繰延ヘッジ損益	△ 219
保険積立金	3,456	為替換算調整勘定	1,367
繰延税金資産	93	退職給付に係る調整累計額	216
その他	237	新株予約権	121
貸倒引当金	△ 77	純資産合計	59,639
資産合計	91,830	負債・純資産合計	91,830

		(単位 百万円)	
科目	金額	科目	金額
売上高	69,594		
売上原価	54,621		
売上総利益	14,973		
販売費及び一般管理費	8,657		
営業利益	6,315		
営業外収益			
受取利息	76		
受取配当金	73		
為替差益	236		
養老保険満期償還益	64		
その他	73		525
営業外費用			
支払利息	39		
支払手数料	24		
その他	67		130
経常利益	6,710		
特別利益			
固定資産売却益	3		
投資有価証券売却益	25		28
特別損失			
固定資産売却損	0		
固定資産除却損	159		159
税金等調整前当期純利益	6,579		
法人税、住民税及び事業税	1,258		
法人税等調整額	197		1,456
少数株主損益調整前当期純利益	5,123		
当期純利益	5,123		

連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	7,831	12,979	39,573	△ 8,992	51,391
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,221		△ 1,221
当期純利益			5,123		5,123
自己株式の取得				△ 2	△ 2
自己株式の処分		83		248	332
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	83	3,901	246	4,231
平成26年3月31日残高	7,831	13,062	43,474	△ 8,745	55,623

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成25年4月1日残高	1,898	△ 412	0	—	1,485	100	52,978
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 1,221
当期純利益							5,123
自己株式の取得							△ 2
自己株式の処分							332
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	631	193	1,367	216	2,408	20	2,429
連結会計年度中の変動額合計	631	193	1,367	216	2,408	20	6,660
平成26年3月31日残高	2,529	△ 219	1,367	216	3,894	121	59,639

計算書類

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	33,651	流動負債	12,965
現金及び預金	2,852	買掛金	4,263
受取手形	2,800	電子記録債務	1,931
電子記録債権	114	一年内返済長期借入金	500
売掛金	13,548	未払金	756
有価証券	7,200	未払費用	340
製品	294	未払法人税等	578
仕掛品	3,414	前受金	2,249
原材料及び貯蔵品	323	預り金	135
前渡金	119	製品保証引当金	655
前払費用	66	賞与引当金	734
繰延税金資産	903	役員賞与引当金	54
未収入金	1,060	受注損失引当金	28
立替金	813	その他	737
その他	140	固定負債	3,290
固定資産	27,064	長期借入金	1,000
有形固定資産	9,931	長期末払金	380
建物	3,486	繰延税金負債	1,879
構築物	39	その他	31
機械及び装置	1,575	負債合計	16,256
車輛運搬具	26	純資産の部	
工具器具及び備品	178	株主資本	41,960
土地	4,575	資本金	7,831
建設仮勘定	36	資本剰余金	13,072
その他	12	資本準備金	12,425
無形固定資産	442	その他資本剰余金	647
ソフトウェア	442	利益剰余金	29,802
その他	0	利益準備金	1,957
投資その他の資産	16,689	その他利益剰余金	27,844
投資有価証券	5,196	配当準備積立金	1,370
関係会社株式	7,800	研究開発積立金	5,400
長期貸付金	50	為替変動積立金	2,000
従業員長期貸付金	5	株式売却積立金	6,000
破産・更生債権等	1	買換資産圧縮積立金	1,009
長期前払費用	7	別途積立金	6,710
保険積立金	3,446	繰越利益剰余金	5,353
差入保証金	19	自己株式	△ 8,745
その他	237	評価・換算差額等	2,377
貸倒引当金	△ 76	その他有価証券評価差額金	2,509
資産合計	60,716	繰延ヘッジ損益	△ 131
		新株予約権	121
		純資産合計	44,459
		負債・純資産合計	60,716

損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高	38,564	
売上原価	29,963	
売上総利益	8,601	
販売費及び一般管理費	4,842	
営業利益	3,758	
営業外収益		
受取利息	0	
有価証券利息	4	
受取配当金	73	
固定資産賃貸料	147	
為替差益	230	
養老保険満期償還益	64	
その他	32	553
営業外費用		
支払利息	26	
固定資産賃貸費用	82	
支払手数料	24	
その他	33	167
経常利益	4,144	
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	25	27
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	155	155
税引前当期純利益	4,016	
法人税、住民税及び事業税	507	
法人税等調整額	460	968
当期純利益	3,047	

株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						配当準備 積立金	研究開発 積立金	為替変動 積立金	株式消却 積立金	買換資産 圧縮積立金
平成25年4月1日残高	7,831	12,425	564	12,989	1,957	1,370	5,400	2,000	6,000	1,020
当期の変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩										△ 10
剰余金の配当										
当期純利益										
自己株式の取得										
自己株式の処分			83	83						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	83	83	—	—	—	—	—	△ 10
平成26年3月31日残高	7,831	12,425	647	13,072	1,957	1,370	5,400	2,000	6,000	1,009

(単位 百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計							
	別途積立金	繰越利益 剰余金								
平成25年4月1日残高	6,710	3,517	27,975	△ 8,992	39,804	1,888	△ 243	1,644	100	41,549
当期の変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩		10	—		—					—
剰余金の配当		△ 1,221	△ 1,221		△ 1,221					△ 1,221
当期純利益		3,047	3,047		3,047					3,047
自己株式の取得				△ 2	△ 2					△ 2
自己株式の処分				248	332					332
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)				—	—	621	111	733	20	754
事業年度中の変動額合計	—	1,836	1,826	246	2,156	621	111	733	20	2,910
平成26年3月31日残高	6,710	5,353	29,802	△ 8,745	41,960	2,509	△ 131	2,377	121	44,459

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

アイダエンジニアリング株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

アイダエンジニアリング株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 隆 浩 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイダエンジニアリング株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及び附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の基本方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受け、又は査見いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月13日

アイダエンジニアリング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松本 誠 郎	㊟
監査役（社外監査役）	金井 洋	㊟
監査役（社外監査役）	巻之内 茂	㊟

以 上

中期経営基本計画の最終年度となる平成26年3月期も、「顧客の創造」と「付加価値の拡大」という2つの重点施策に取り組んでまいりました。

①顧客の創造

当社は、グローバル市場を見据えて、積極的に新規顧客の獲得に力を入れてまいりました。

平成26年3月期においては、電気自動車（EV）の世界最大手、米テスラ・モーターズから、初めてプレスラインの受注に成功しました。受注したのは自動車ボディ成形用のメカ式タンデムラインで、5台のプレスと搬送ロボットで構成されます。テスラ・モーターズの電気自動車は加工難易度の高いアルミ素材のボディを特徴としておりますが、今回の受注は当社の実績と技術力が高く評価された結果と考えております。

自動車業界においては、世界的なCO₂削減へのニーズの高まりを反映し、電気自動車や燃料電池車といった次世代型自動車が続々と生み出されております。テスラ・モーターズへの設備納入を機に、従来にはなかったモノづくりで多様なニーズを取り込み、一層の技術革新で顧客拡大を目指してまいります。



テスラ・モーターズのアルミボディ



当社が納入した高速サーボタンデムライン事例

一方、国内では、最新鋭の技術を集約した工場として注目を集める大手自動車メーカーの完成車新工場に当社的高速サーボタンデムラインを納入し、生産が開始されました。生産シミュレーションを共同で行い、その結果に基づき、生産の最適化を追求。高速サーボプレス成型と高速チェンジ化により、生産性は従来技術に比べ約40%向上しました。今後、海外工場への水平展開を図る世界戦略車のマザー工場に、当社の最新技術が貢献しています。

②付加価値の拡大（グローバル生産体制の強化）

当社では、地域ごとに異なる顧客ニーズに対応するため、グローバル生産体制の強化に取り組んでおります。平成24年に受注した欧州の高級自動車メーカーの中国工場向けサーボタンDEMライン等はその好例で、欧州が設計、送り装置や重要部品は日本、組み立ては中国が担当しました。こうした生産体制は納期やコスト面において、顧客・メーカーの双方にとって大きなメリットがあります。

こうした戦略の一環として、平成26年3月期には、約600万ユーロの投資により欧州子会社のイタリア工場を拡充し、機械組立工場の面積を倍増することで、生産能力を大きく引き上げました。また、フレームの切り板・溶接といった製缶工程の付帯設備（焼鈍炉、ガス切断機、ショットブラスト）も完備しました。さらにプレス的主要部品であるクラウン等を加工する大型横中ぐり盤の導入も決定しており、同部品のイタリア工場における加工能力は1.7倍になる予定です。当社は今後も日本を含む世界5拠点における分業生産の最適化を推進し、グローバル市場において更なる競争力の強化を図ってまいります。



中大型機（自動車のボディライン等向け）を担うイタリア工場

③付加価値の拡大（新機軸商品の拡充）



高機能サーボプログレッシブプレスシステムDSF-P4-10000

自動車分野では新興国の経済成長等を背景に世界的に自動車生産台数が拡大しています。プレス加工においては、人件費の高騰と生産性向上を背景に自動化ラインのニーズが年々高まっております。こうした中で当社はより高精度な加工を実現するためにプログレッシブ（順送）加工のフィード装置を最適同調させるシステムを開発しました。プログレッシブ加工とは、コイル材を使用した連続加工法で、生産性が高く、大量生産部品加工には最も有効な手段です。この「高機能サーボプログレッシブプレスシステム」は、この加工方法にサーボプレスならではの振り子モーションを用い、さらにラインの稼働率を下げる要因を極小化する画期的な機能を追加したものです。これによって、従来のプログレッシブ加工ラインと比べて生産性は約1.5倍と飛躍的に向上しました。また、生産計画に合わせて、消費電力をセーブしながら加工もできる等、省エネにも配慮しています。本システムは、新規性、独創性に富み、モノづくり産業の発展に資する開発であると認定され、第56回日刊工業新聞社「2013年十大新製品賞」を受賞いたしました。高張力鋼板等の難加工材の成形において、高生産性と高精度を実現する技術として、自動車部品メーカーを中心に、受注が拡大しております。

株主メモ

事業年度 …………… 4月1日～翌年3月31日
 剰余金の配当基準日 …… 3月31日
 定時株主総会 …………… 毎年6月下旬
 単元株式数 …………… 100株
 株主名簿管理人 …………… 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
 みずほ信託銀行株式会社

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合（特別口座の場合）
郵便物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00～17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金 受取り方法の変更等)	お取引の証券会社等になります。	みずほ証券 本店、全国各支店及び営業所 プラネットブース(みずほ銀行内の店舗)でもお取扱いたします。 *カスタマープラザではお取り扱いできませんのでご了承ください。 みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 *トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行及びみずほ銀行の本店及び全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります)	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別 口座の場合」の郵便物送付先・電話お 問い合わせ先・各種手続お取扱店をご 利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はでき ません。 証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必 要があります。

公告方法 …………… 電子公告により行い、公告掲載URLは
<http://www.aida.co.jp/ir/koukoku/index.html>といたします。
 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本
 経済新聞に掲載して行います。



WEBサイトのご案内

当社ホームページでは、事業内容をはじめ、最新のニュースリリースやIR情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.aida.co.jp>



メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場のご案内

会場●神奈川県相模原市緑区大山町2番10号 当社 本社会議室
電話●042-772-5231 (代表)



最寄駅から株主総会会場までのご案内

- JR横浜線・JR相模線・京王相模原線
橋本駅南口下車徒歩約15分、タクシーにて約5分
- 当日、橋本駅南口より当社送迎バスを運行いたします。
出発時刻…9:50及び10:10(会場まで約5分)
- 株主総会終了後に橋本駅南口までの当社送迎バスを適時運行いたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境保全のため
植物油インキで印刷しています。